

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費及び医療費通知について■

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、対象となられる方には、郵送でお知らせしますので、申請してください。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税である方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、住民課戸籍保険グループまでお申し出ください。

■ 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成26年3月末（平成25年7～12月診療分）に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課戸籍保険グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	上ノ国町
	〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601	住民課 戸籍保険グループ 電話 55-2311

★有料広告

無料送迎・無料配達承ります!

大留・北村・上ノ国・桂岡・中須田・新村・豊田・小森・向浜・原歌・内郷・大崎

上記地区で、お買い物希望の方、**無料送迎**いたします。

なお、2000円以上のお買い上げの方、**配達無料**。

お気軽にお電話を!!
上記地区以外の配達は、ご相談ください。

トライマート
檜山郡上ノ国町北村161-5
TEL0139-55-1091

年金相談のご案内(完全予約制) ★予約締切 開設日の3日前 ★開設日時 1月30日午前10時40分から午後3時40分まで
★相談場所：江差町役場 ★予約先：江差町役場 町民福祉課 国保医療係 ☎52-6725

